

感染症発生時における職員の派遣等に関する事務取扱要領
(直接派遣及び短期雇用用)

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県が実施主体となり、県内の介護保険施設等において感染症が発生した場合に、当該施設等に職員を派遣等する際の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 県内施設（事業所） 次に掲げる施設（事業所）であって、県内に設置されたものをいう。
 - ア 介護保険法で規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護
 - イ アに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める施設（事業所）
- (3) 派遣 県内の介護保険施設等において感染症が発生し、同一法人内で配置換え等の措置を講じることができない、又は、講じてもなお職員が不足した場合、感染症が発生した施設等へ別法人から一定期間出張し、当該施設等の業務に従事することをいう。

(派遣候補者名簿)

第3条 県は、県内施設等で感染症が発生した場合に備えて、当該施設等に職員を派遣するため、感染症発生時における直接派遣候補者名簿（様式A）及び感染症発生時における短期雇用候補者名簿（様式1）を作成するものとする。

(派遣の依頼)

第4条 自施設（事業所）の職員又は入所者に感染症患者が確認されたことに伴い、介護を行う職員が不足すると見込まれる施設及び事業所（以下「感染症発生施設（事業所）」という。）の設置者は、自らが設置する他の施設及び事業所の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

- 2 感染症発生施設（事業所）の設置者等は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足する場合は、「感染症発生時における職員の派遣等に関する事務取扱要領（玉突き派遣用）」により、同一法人内で配置換え等の措置を講じた結果職員が不足した施設等に対し職員を派遣することを依頼することができる。
- 3 感染症発生施設（事業所）の設置者等は、前2項に規定する措置を講じることができない、又は、講じてもなお職員が不足する場合は、直接派遣依頼書（様式C）又は職員あっせん依頼書（様式3）に必要書類を添えて、県に職員の派遣等を依頼することができる。

（候補者の選定）

第5条 県は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が設置された地域等を考慮し、各名簿に登録された者の中から、当該施設（事業所）に派遣又はあっせんする職員の候補者を選定するものとする。

（派遣等の決定）

第6条 県は、派遣職員を選定を行ったときは、派遣を承諾した施設等（以下「派遣元」という。）及び派遣を必要とする施設等（以下「派遣先」という。）に対し、直接派遣決定通知書（様式D）により通知するものとする。

- 2 県は、あっせん職員を選定を行ったときは、あっせんを依頼した施設等に対し、職員あっせん通知書（様式7-2）により通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、派遣先が、市町村が指定する県内施設（事業所）であるときは、市町村に対し、併せて通知するものとする。

（派遣協定等の締結）

第7条 派遣元と派遣先は、派遣協定書（様式E）の例により、必要に応じて派遣協定を締結するものとする。また、県が無料職業紹介した場合は、短期雇用契約を締結するものとする。

（県の補助）

第11条 前条に規定する派遣協定等に従い業務に従事するに当たり、下記の費用については、県（(1)及び(3)については補助対象が仙台市内施設（事業所）であるときは仙台市。以下同）が補助するものとする。

- (1) 派遣元の応援職員が派遣先において業務に従事した期間の賃金及び手当に係る経費
- (2) 当該業務に関する旅費及び保険料
- (3) その他、当該業務に関して、県が必要と認めた費用

(委任)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、長寿社会政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。